平成２２年（フ）第３２９７号
横浜市南区六ツ川２丁目57番地７　第１ハイム弘明寺111号
債務者　斎藤　元彦
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９１号
東京都稲城市百村517番地　シャトー稲城106、前住所川崎市多摩区菅仙谷３丁目６番12号
債務者　平澤　チト
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
東京都稲城市矢野口313番地　ハイムト矢野口602、前住所川崎市多摩区菅仙谷３丁目６番12号
債務者　平澤　明子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
川崎市川崎区堀之内町１番地16　パールシティ川崎202
債務者　水本　敏満
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
岡山市中区湊452番地１
債務者　平岡　稔朗
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１３号
横浜市旭区本宿町55番地７　株式会社柏建設柏友寮
債務者　長野　良治
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１１０号
岡山市北区加茂521番地６
債務者　杉井　康訓
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７５号
岡山市北区東島田町２丁目４番７―202号
債務者　亀石　真央
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０１号
岡山市中区中井423番地１　コーポ青山302号
債務者　自見　修一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７４２号
大阪府寝屋川市高宮２丁目７番26号
債務者　原　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９号
石川県小松市沖町ソ118番地　丸市ハイツ205号室、従前の住所石川県小松市大領町ね35番地１
債務者　髙野　佳江（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４０号
石川県珠洲市若山町出田わ部３番地１県営住宅１―15号室、従前の住所石川県珠洲市若山町上黒丸10字32番地１、従前の前住所石川県羽咋市島出町上１番地２
債務者　岡田美千代
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第４１号
石川県珠洲市若山町出田わ部３番地１県営住宅１―15号室、従前の住所石川県珠洲市若山町上黒丸10字32番地１、従前の前住所石川県羽咋市島出町上１番地２
債務者　岡田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時15分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３２９号
愛知県豊橋市前田中町13番地10　601
債務者　山田　康太
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８００号
川崎市高津区下作延1988番地　平瀬荘
債務者　高坂　千弘
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係